

## 安全性に対する法令の遵守状況(巡回指導)における判定のポイント

法令の遵守状況(25項目40点)

区分	調査事項	配点	巡回指導時に「否」と判定される主な要因
I 事業計画	(1) 乗務員の休憩・睡眠施設の保守、管理は適正か。	1点	<ul style="list-style-type: none"> <li>・休憩・睡眠施設の保守管理が適正でない。</li> <li>①物置化しており、使用できる環境でない。</li> </ul>
II 帳票類等	(1) 事故記録が適正に記録され、保存されているか。	1点	<ul style="list-style-type: none"> <li>・過去3年間で事業用自動車に係る事故(物損等全ての事故を含む)があった場合、記録が適正に保存されていない。再発防止策の項目がない。</li> </ul>
	(2) 運転者台帳が適正に記録され、保存されているか。	1点	<ul style="list-style-type: none"> <li>・運転者台帳が全員分作成されていない。</li> <li>・台帳の作成はあるが、輸送安全第9条2項の項目を満たしていない。</li> </ul>
	(3) 車両台帳が整備され、適正に記入等されているか。	1点	<ul style="list-style-type: none"> <li>・車検証(コピー)の保存不備のため、保有状況が確認できない。</li> <li>・車検証(コピー)の有効期限が切れている。</li> </ul>
III 運行管理等	(1) 運行管理規程が定められているか。	1点	<ul style="list-style-type: none"> <li>・運行管理規程が作成されていない。</li> <li>・書類整理不備で規程が確認できない。</li> <li>・法改正の内容が反映されていない。</li> </ul>
	(2) 運行管理者に所定の研修を受けさせているか。	1点	<ul style="list-style-type: none"> <li>・選任管理者が2年に1回一般講習<b>または基礎講習</b>を受講していない。(年度)</li> </ul>
	(3) 事業計画に従い、必要な員数の運転者を確保しているか。	1点	<ul style="list-style-type: none"> <li>・運転者不足により、過重労働に繋がっているのが明らかである。</li> </ul>
	(4) 過労防止を配慮した勤務時間、乗務時間を定め、これを基に乗務割が作成され、休憩時間、睡眠のための時間が適正に管理されているか。	3点	<ul style="list-style-type: none"> <li>・運転者の1日及び、月間の拘束時間等が改善基準を超えている。</li> <li>①1日の拘束時間が最大の15時間を超過</li> <li>②1日の休息期間が継続9時間未満</li> <li>③1日の休息期間が10時間未満(分割休息取得の場合)※3分割で休息期間が12時間未満</li> <li>④一定期間における全勤務回数の2分の1を超えている</li> <li>⑤月間の拘束時間が284時間若しくは労使協定時間を超過</li> <li>⑥連続運転の常態化</li> <li>⑦拘束時間の算出方法を正しく理解していない(ダブルカウント等)</li> </ul> <p>※ツーマン運行等特例措置を除く</p>
	(5) 過積載による運送を行っていないか。	3点	<ul style="list-style-type: none"> <li>・巡回時の調査において過積載運行が確認された。</li> </ul>
	(6) 点呼の実施及びその記録、保存は適正か。	3点	<ul style="list-style-type: none"> <li>・管理体制の不備が確認される。</li> <li>①資格要件を満たしていない補助者(従業員)が点呼を実施</li> <li>②選任管理者が常駐していない、又は管理者が退職して不在</li> <li>③深夜・早朝にまたがる運行発生があるが、管理者が不在のため車庫発着の点呼を実施していない</li> <li>④宿泊運行時の遠隔地からの点呼(電話)を実施していない</li> <li>⑤点呼記録に「睡眠不足の状況」を記録していない</li> <li>・適正なタイミングで点呼が実施されていない。</li> <li>①荷物の積卸時や休憩時の業務連絡時間(内容)を点呼記録に記入している</li> <li>②乗務開始前、終了後の点呼が休息期間前・後で実施していない(3時間以上の分割休息期間前後を含む)</li> <li>③乗務前、乗務後点呼がいずれも対面で行うことができない場合の中間点呼を実施していない</li> </ul>
	(7) 乗務等の記録(運転日報)の作成・保存は適正か。	1点	<ul style="list-style-type: none"> <li>・輸送安全規則第8条の内容(項目)が記入されていない。</li> <li>①貨物の積載状況(トン数、数量、個数、積付状況)を記入していない</li> <li>②運転者が休憩又は睡眠した場合の地点及び日時を記入していない</li> <li>③運行記録計の装着義務がない車両の場合に運行内容(線引き)を記入していない</li> <li>④荷主の都合により30分以上の荷待ち時間がある際に「集貨地点等、集貨地点等への到着・出発日時、荷積み・日時、荷卸しの開始・終了の記入をしていない(車両総重量8トン以上または最大積載量5トン以上のトラック)</li> <li>⑤荷役作業や付帯業務を行った場合に、⑦ 集貨地点等、⑧ 荷役作業等の内容並びに開始及び終了の日時</li> <li>⑦ 荷主が⑦及び⑧の事項について確認した場合にあっては、その旨、⑨⑦及び⑧の事項について荷主の確認が得られなかった場合にあっては、その旨</li> <li>※車両総重量8トン以上または最大積載量5トン以上のトラック</li> <li>※荷主との契約書に実施した荷役作業等の全てが明記されている場合は、荷役作業等に要した時間が1時間以上である場合に限る。</li> </ul>
	(8) 運行記録計による記録及びその保存・活用は適正か。	1点	<ul style="list-style-type: none"> <li>・管理者が運行毎に運行記録計を確認し、指導に活用していない。</li> <li>①運行管理者が運行記録計を確認していない</li> <li>②速度超過、波状運転、連続運転等が確認された場合、記録計を活用し運転者に指導を実施していない。又は実施した指導内容を記録していない</li> <li>③記録計を活用しての指導記録が確認されるが、違反走行等が改善されていない(効果的な指導が実践されていない)</li> <li>④車両総重量7トン以上または最大積載量4トン以上の車両に運行記録計が装着されていない。</li> </ul>
	(9) 運行指示書の作成、指示、携行、保存は適正か。	1点	<ul style="list-style-type: none"> <li>・乗務前、乗務後点呼がいずれも対面で行うことができない場合の運行指示書の作成、指示、携行の取扱いが適切でない。</li> <li>①該当運行時に運行指示書を作成していない</li> <li>②運行指示書を運転者に携行させていない</li> <li>③運行指示書の作成はあるが、改善基準を超過した内容で作成、指示している</li> <li>④輸送安全規則第9条3項の項目を満たしていない(簡単な作業指示書のみ作成)</li> <li>⑤運行終了後に管理者が作成している</li> <li>※運行指示書の変更が生じた場合の変更内容記入は変更した運行指示の内容を記入するものであって、運行実績を記入するものではない</li> </ul>

## 安全性に対する法令の遵守状況(巡回指導)における判定のポイント

区分	調査事項	配点	巡回指導時に「否」と判定される主な要因
Ⅲ 運行 管理等	(10) 乗務員に対する輸送の安全確保に必要な指導監督を行っているか。	3点	<ul style="list-style-type: none"> <li>指導指針(平成13年国土交通省告示第1366号)に基づき年間計画を作成し、適切な指導・監督が実施されていない。</li> <li>①指導指針の項目(内容)で指導を実施していない(作業取扱い等の内容のみ)</li> <li>②全乗務員に対して指導を実施していない(未実施者へのフォローアップ)</li> <li>③指導記録の作成及び保存(3年間)がされていない</li> <li>④指導記録の内容が簡潔すぎる(箇条書き程度の記入)</li> <li>⑤「安全性の向上を図るための装置を備えるトラックの適切な運転方法」の教育を実施していない</li> </ul>
	(11) 特定の運転者に対して特別な指導を行っているか。	2点	<ul style="list-style-type: none"> <li>初任運転者(新規採用者)に対する特別指導が実施されていない。</li> <li>①無事故・無違反証明書、運転記録証明書を取得し過去3年間の事故歴を確認していない(雇入時点)</li> <li>②指導指針項目(内容)で指導を実施していない</li> <li>③指針の項目に基づいて実施しているが、指導時間が不足している(15時間以上)</li> <li>④添乗指導を20時間以上実施していない。</li> <li>事故惹起運転者(在職運転者及び新規採用者(過去3年)が死亡又は重傷事故等を惹起している場合)に対する特別な指導が実施されていない。</li> <li>①指導指針項目(内容)で指導を実施していない</li> <li>②指針の項目に基づいて実施しているが、指導時間(6h以上)が不足している</li> <li>高齢運転者(65歳以上)に対する特別指導が実施されていない。</li> <li>①適齢診断受診後の結果を踏まえて指導を実施していない</li> </ul>
	(12) 特定の運転者に対して適性診断を受けさせているか。	2点	<ul style="list-style-type: none"> <li>初任運転者(新規採用者)に対して初任診断を受診させていない。</li> <li>採用時運転経験あるが、過去3年以内に初任診断を受診していない。(受診した記録がない)</li> <li>事故惹起運転者(新規採用者を含む場合あり)特定診断を受診させていない。</li> <li>高齢運転者(65歳以上)に対して適齢診断を受診させていない。</li> </ul>
Ⅳ 車両 管理等	(1) 整備管理規程が定められているか。	1点	<ul style="list-style-type: none"> <li>整備管理規程が作成されていない。</li> <li>書類整理不備で規程が確認できない。</li> <li>現行法に適した内容に反映されていない。</li> </ul>
	(2) 整備管理者に所定の研修を受けさせているか。	1点	<ul style="list-style-type: none"> <li>選任管理者が2年に1回整備管理者選任後研修を受講していない。</li> </ul>
	(3) 日常点検基準を作成し、これに基づき点検を適正に行っているか。	1点	<ul style="list-style-type: none"> <li>日常点検基準に基づき運行前に点検を実施及び管理を行っていない。</li> <li>①整備管理者が日常点検結果を確認し運行可否の決定を行っていない(管理者確認印の押し忘れ、運行可否決定のチェック漏れ)</li> <li>②宿泊運行時、2日目以降の点検未実施</li> <li>③選任管理者が運転職兼務のため、運行毎に点検結果の確認、運行可否の決定が行えない</li> </ul>
	(4) 定期点検基準を作成し、これに基づき、適正に点検、整備を行い、点検整備記録簿等が保存されているか。	3点	<ul style="list-style-type: none"> <li>定期点検基準に基づき点検の実施及び管理を行っていない。</li> <li>①車検を含む年4回(3ヶ月毎)の点検に未実施が確認される(実施漏れも含む)</li> <li>②被けん引車(トレーラー)の点検を実施していない</li> <li>③走行距離が少ないため、点検を飛ばしてしまう</li> <li>④車検の有効期間内であるが休車であるため、点検を実施していない</li> <li>⑤点検は実施しているが、記録の作成、保存不備のため実施が確認できない(記録は車両に原本を備え付け、営業所にはコピーを保存しておくこと)</li> </ul>
Ⅴ 労基 法等	(1) 就業規則が制定され、届出されているか。	1点	<ul style="list-style-type: none"> <li>従業員(役員除く)が10人以上であるが、規則を作成していない。</li> <li>従業員(役員除く)が10人以上で規則を作成しているが、所轄の労働基準監督署へ届出を行っていない。</li> <li>就業規則の内容に変更が生じたが、変更内容を所轄の労働基準監督署へ届出を行っていない。</li> <li>年5日の年次有給休暇の時季指定を実施する場合に就業規則に記載していない。(従業員が10人以上の場合、就業規則は原則事業所単位で届出の必要があるので注意すること)</li> </ul>
	(2) 36協定が締結され、届出されているか。	1点	<ul style="list-style-type: none"> <li>時間外労働が発生する場合で、36協定の締結及び所轄の労働基準監督署へ届出を行っていない。(36協定は原則事業所単位で届出の必要があるので注意すること)</li> </ul>
	(3) 労働時間、休日労働について違法性はないか。(運転時間を除く)。	1点	<ul style="list-style-type: none"> <li>所定労働時間、時間外労働、所定(法定)休日、休日労働に違反がある。</li> </ul>
	(4) 所要の健康診断を実施し、その記録保存が適正にされているか。	3点	<ul style="list-style-type: none"> <li>全従業員に健康診断を受診させておらず、健康状態を把握できていない。</li> <li>①雇入れ時の健康診断、定期健康診断、特定業務従事者(深夜業従事者等)の健康診断を受診させていない(6ヶ月以内)</li> <li>②健康診断は受診させているが、記録の整理、保存不備のため受診状況が確認できない</li> </ul>
Ⅵ ネジ メン ト	(1) 運輸安全マネジメントを的確に実施し、輸送の安全に関する計画の作成、実行、評価及び改善の一連の過程を円滑に進めているか。	2点	<ul style="list-style-type: none"> <li>運輸安全マネジメント(方針、計画、目標及び達成状況、事業用自動車の事故に関する情報)が作成、公表されていない。</li> </ul>